

# 碧南市藤井達吉現代美術館所蔵「定家記録切」について

— 建暦二年三月九日条と思しき『明月記』原本断簡 —

藤原 重雄

## 一 伝来

本稿では、碧南市藤井達吉現代美術館（以下、本館）に寄贈された石川三碧コレクションに含まれる、藤原定家（一一六二～一二四一）の日記『明月記』原本の一紙相当分となる一幅を紹介する。<sup>1</sup>『明月記』<sup>2</sup>原本は定家の子孫である冷泉家に伝わり、現在は公益財団法人冷泉家時雨亭文庫の所蔵として五十八巻・一幅が国宝に指定され、平安・鎌倉時代の貴族の日記原本としては、屈指の分量にもなっている。歌人として崇敬された定家の特徴的な筆跡は、室町時代からの古筆愛好や、茶の湯における道具として珍重されたことから、原本の一部は、巻ごとないしは切り出されて庫外に出て、時に数行単位の断簡（古筆切）となったものも多数伝わる。本断簡もそうした一幅である。今のところ近写本類に残らない本文を伝え、相対的には定家自筆とみなされる可能性が高い部分でもある。

かつて林原美術館所蔵の『日本古筆手鑑』より見いだされた『明月記』断簡を紹介する機会があったことから、二〇一六年一月に、本館学芸員（当時、現・宮城県美術館）の土生和彦氏より、写真によるお問い合わせを頂戴した。画像を見る限りでは良質な新史料と思われ、東京大学史料編纂所の尾上陽介氏に連絡し、そのご教示を得た上で、約一年後に原本調査の機会を頂戴し、原本とみなしてよいと判断した。ここに紙面を拝借して簡単な解題を呈したい。先稿と同じく、尾上氏からの資料提供に拠るところが大きく、本来連名とすべきものだが、現在の当該分野における慣行に従い、藤原を単独の著者とし、文責の所在とする。

本断簡の含まれていた石川三碧コレクションについては、本誌三号に掲載の豆田誠路氏の論文にも詳しい。<sup>4</sup>石川三碧（一八四四～一九二三）は、味醂醸造などを営んだ地元・大浜地区の素封家・石川八郎右衛門家の二十五代目で、そのコレクションを中心とする同家所蔵の作品群が二〇一四年一月に本館へ寄贈された。全一〇三点（掛軸七七点、卷子九点、扇面四点、屏風一双、その他二二点）のうち、特筆すべき富岡鉄斎の晩年作ほかは、本館でもすでに紹介されている。<sup>5</sup>

まず、附属品を含めた書誌的な情報を記す。掛幅一幅。本紙縦三〇・八×横五二・五センチメートル。裱背墨書「定家卿」（箱蓋ウハ書とは別筆か）。木箱入りで、さらに木箱を包む袋がある。箱蓋ウハ書「黄門定家卿（記録切）」。箱布袋に縫付の札「定家卿明月記（箱本多猗蘭）」。箱内には次の極札・書状の類が一緒に収められている（／は改行位置）。



裱背墨書



箱蓋ウハ書



箱布袋縫札



某正筆書



了伴正筆書



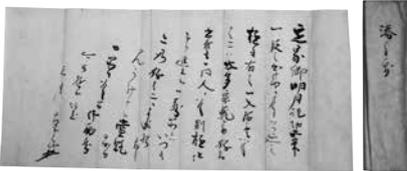
了仲副簡極  
内包紙(左) 外包紙(右)



了仲副簡極  
本紙(表)



了仲副簡極  
本紙(裏)



了仲添状  
包紙・本紙

（了延<sup>3</sup>）某正筆書「正筆／一、定家卿（記録切）」  
了伴正筆書、包紙「了伴小札」、「正筆 定家卿記録切」。  
了仲副簡極、外包紙「定家卿明月記箱／本多猗蘭侯宗範 極」、内包紙「副簡」、本紙（天朱割印）／定家卿明月記切箱蓋／書付、本多伊予守忠統／宗範正筆相違無之候／也、／（戌）三月／（裏面差出）古筆了仲」。  
了仲添状、包紙「添手紙」、本紙「定家卿明月記切正筆／一段之出来候、了延之／極も有之、一入珍重ニ御座候、／はこハ本多宗範との好ニ而／書付も御同人ニ御座候 則極仕／奉進上候、御藏品ニハいつも／この好はこニ相成、折ふし／見うけ申候、賞翫なる／御品ニ御座候間、御秘藏／可被遊候、以上、／三月 古筆了仲（花押）」。

古筆家の了仲（分家十三代ないし十四代か）の添状によると、了延（本家七代、一七〇四～七四）の極があるといひ、これは署名のない最初に掲げた正筆書を指すか。もう一枚は、古筆家の了伴（本家十代、一七九〇～一八五三）のものと包紙には書かれている。また、了仲の副簡極・添状によると、箱蓋ウハ書は本多伊予守忠統（猗蘭侯、宗範）の筆跡であるという。

本多忠統（一六九一～一七五七）は、文人大名として名を残している。膳所藩本多家から分立する忠恒の次男として膳所に生まれ、六歳より江戸に住み、兄が没したため嗣子として育ち、十四歳で父が亡くなり遺領一万石（河内国西代村に陣屋）を継いだ。綱吉の御小姓として幕府に出仕、綱吉没後は雁の間詰となつて、この頃に萩生徂徠の弟子となる。三十一歳、大番頭として二条城の在番に上洛、江戸に戻つて帝鑑問詰、享保九年に奏者番・寺社奉行、翌年に若年寄となる。享保十三年、徂徠が亡くなるとその墓碑を草した。享保十七年、所領を伊勢国川曲郡神戸へ移され、延享二年に五千石を増されて神戸に城を築く。寛延三年、六十歳、職を辞して所領を息忠永に譲り、高輪の下屋敷に移る。拙翁と号して剃髪し、宝暦七年に六十七歳で歿した。詩文集『猗蘭台集』十七冊を自費で刊行し、和歌は武者小路実陰に学び、能書であり画も描き、茶人でもあった。

服部南郭宛の書状（服部家所蔵）には、「古書共多貯候に、虫の巢に可相成と存候処、丹後守（忠永）ケ様に志出来候得ば、不大方喜悅御察可有之候」、あるいは「書物虫の癖相止不申候」と、古書・書物好きを自称している。大手前大学史学研究所に本多家の史料が収められ、その目録によると、忠統が若年寄期に作成した切紙類のうちに、  
H-3..偽物の軸物取扱覚 年代不詳 切紙 一通（101頁）

虚堂の墨跡と牧溪（牧谿）の虎の絵について、これは偽物なので、売払いにするかどうかを問合せた書付である。それに対し、これは尾張殿（尾張徳川家）より献上されたものであるから、偽物と知られないように取扱いに

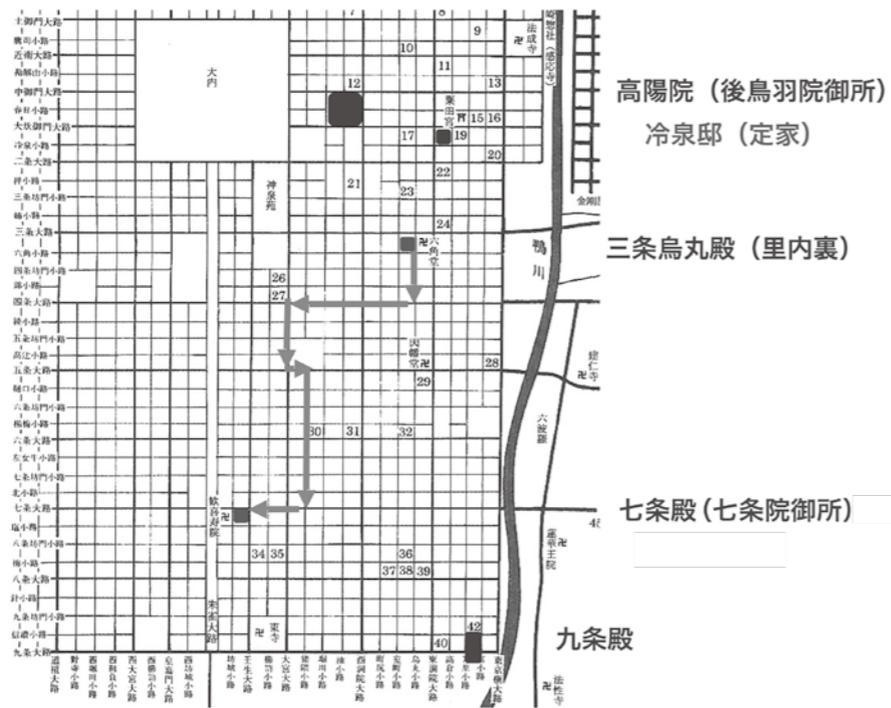


び慶長写本などで補った翻刻が、『冷泉家時雨亭叢書』の一部として完結している<sup>10</sup>。それらに本断簡の箇所は含まれておらず、『明月記』原本であるならば、今のところ写本でも、原本の写真等でも把握できていない本文になる。定家筆の「記録切」としては、『明月記』以外にも『長秋記』『兵範記』といった過去の貴族の日記なども含まれてくるが、明らかに時代が合わず、まずは『明月記』と診立てて、矛盾点に注意しながら日付を推定することになろう。

八・九行目あたりまでの前半部には、九条家関係者の名前が多く見え、記主はその行事に参加して退出した後、「已に昏黒なり、日騰堪え難しといえども」と不満を漏らしながら、冠・帯を改めて参内し、七条院御所への天皇の行幸に参仕している。

本断簡にみえる人名を「公卿補任」の範囲で官職などから年次を絞り込むと、参議藤原公氏は建暦元年（二二二）十月二日に任ぜられ、参議源有雅は翌二年六月二十九日に権中納言に転じており、この間の記事となる。四位・五位の人名についても、この期間での矛盾には今のところ気づいていない。すると記事の後半部で七条院御所へ行幸した天皇は、順徳天皇（一九七〜一二四二）になる。この頃の天皇の居所を探ると、『玉葉』建暦元年六月二十五日条に「此日依御方違、行幸於七条院御所、（七条坊城、□□（下略））」と見え、行幸先である七条の七条院御所とは七条坊城第である。七条院（一一五七〜一二二八）は、藤原信隆の娘（坊門信清は弟）、高倉天皇典侍の藤原殖子で、後鳥羽院の生母となる。建保二年（一二二四）には、近くの七条朱雀に七条院の御堂である歡喜寿院も建立されている。後鳥羽院皇子である順徳天皇（十代半ば）にとっては祖母にあたり、建暦前後の時期には七条殿への方違行幸が頻繁に行われている。

行幸の出発地となる里内裏は三条烏丸殿<sup>13</sup>で、本断簡の記述に従えば、烏丸を南行、四条を西行、大宮を南行、九条を東行、猪熊を北行、七条を西行となる。このままでは、四条から九条まで大宮を南下した後、一筋東の猪熊を七条まで北上することになり、やや不自然な経路である。『明月記』建暦二年七月十三日条の七条殿行幸の記事では「経先々路へ大宮、五条、匣、六条、大宮、入御七条殿」とあって、三条烏丸殿より三条を西行、大宮を南行、五条を西行、匣を南行、六条を東行、大宮を南行、そして七条を西行して七条坊城第に至っている。これを参考に「九条」は「五条」の誤記と考えると、大宮を南行、五条を東行、猪熊を南行、七条を西行となり、ありうる経路となろう<sup>14</sup>。



行幸の経路(推定) ※『明月記研究提要』地図①の一部に加筆

年月日	原本所在 (掲載)	写本
建暦元年 10月1日～28日	(複製本)	慶長写本 38
11月1日～7日	(複製本)	慶長写本 38
11月7日～12月30日	冷泉家時雨亭文庫 28 (『明月記』3)	東山御文庫 11-4-1
建暦二年正月1日～2月30日	安藤積産合資会社	東山御文庫 11-4-2
3月記表紙	冷泉家時雨亭文庫 (『明月記』5)	×
3月9日カ	石川三碧コレクション (『へきなんの文化財』)	×
3月9日 (前欠)	(『井上侯爵家売立目録』大正14年ほか)	×
3月21日～22日	(『日本書流全史』下: No.130, 『水荃』1・7)	×
4月1日 (前欠)～5月5日 (後欠)	冷泉家時雨亭文庫 29 (『明月記』3)	×
5月5日 (前欠)～10日 (後欠)	冷泉家時雨亭文庫 30 (『明月記』3)	×
5月11日 (後欠)	(売立目録: 大阪美術倶楽部: 大正13年2月4日)	×
5月11日 (前欠)～20日	冷泉家時雨亭文庫 30 (『明月記』3)	×
5月21日 (前欠)～25日 (後欠)	仁和寺 (『訓読明月記』6)	×
6月3日 (前欠)～5日 (後欠)	徳川黎明会「芳墨拾遺」(『徳川美術館名品集』3)	×
6月5日 (前欠)～30日	冷泉家時雨亭文庫 30 (『明月記』3)	×

『明月記』原本・写本の伝存状況 建暦元年冬～同二年春・夏

このようにして、記事の期間は建暦元年十月から翌二年六月と絞られたので、『明月記』原本の残存状況を尾上陽介『明月記』原本及び原本断簡一覽<sup>15</sup>（前出）『明月記研究提要』および冷泉家時雨亭文庫編『翻刻明月記』二（朝日新聞社、二〇一四年）によって確認する。

建暦元年冬（十月～十二月）記は原本が冷泉家にほぼ伝存し、十二月十七日条（後欠）～十八日条（前欠）が脱落するもの、本記事が入る可能性は、ほぼないであろう。<sup>16</sup>

翌建暦二年正月二月記も原本が残る（安藤積産所蔵）が、三月記は断簡がわずかに知られるのみで、四月記は冷泉家に原本が伝存する。五月記も冷泉家に原本があるものの、断続的に逸失していて、五月五日条が中間欠、十一日条が中間欠か、二十一日条が前欠、二十五日条以下が後欠となっている。六月記はおおむね冷泉家に原本があり、冒頭の六月一日条～三日条が前欠となっている。<sup>17</sup>

結果として本断簡が『明月記』原本であるならば、相当する可能性が高いのは、建暦二年三月記のうちか、同年五月二十五日条～六月三日条である。この時期は『大日本史料』第四編が出版されており、それを繰ってゆくと、三月七日条として、宜秋門院と中宮（藤原立子）が藤原良経の仏事を九条堂で営んだこと、同九日条として某所に行幸したことが、綱文となっている。<sup>18</sup> いずれも典拠は藤原（九条）道家（一一九三～一二五二）の日記『玉藻』で、三月八日条に「又藏人少輔（藤原）資頼仰明日行幸供奉、脚氣無術、<sup>19</sup>可参候由申了、」の記文があり、翌九日の行幸への供奉の命があったが、道家は足の不具合を理由に断つたという。この行幸について『玉藻』では詳らかでなく、あいにくに関連資料も見いだせていない。

ただ『玉藻』に記された三月七日の九条家の仏事は、本断簡前半の人物関係を理解するのに参考となる。

五日、（中略）長俊来、故殿御忌日自今年如本於九条御臺可被行之由仰了、（御中陰并初度御忌日於此臺被行了、）<sup>20</sup>同者於法性寺小松谷被行之云々、

七日、今日故殿御忌日也、其儀如例、導師光暁阿闍梨、御中陰時参籠之僧、相替勤導師也、予参九条御臺・女院御所、未刻有御仏事、御仏・導師布施等予沙汰、御経・請僧布施等中宮御沙汰也、有如例年、自今年中宮・予各別可修仏事哉否間長兼卿之処、各於御所被行候時ハ、一座同所念由、二座可有憚云々、尤有其謂、仍如此也、是新大納言良平被参、相次左府被参也、予入夜退出了、今日仏事、於広庇謁長兼卿、談世上事、不能具記、

ここで申われている良経は、兼実（一一四九～一二〇七）の次男で九条家の家嫡として摂政太政大臣であったが、元久三年（一二〇六）三月七日に三十八歳で急逝した。建暦二年（一二二二）はその七回忌にあたる。『玉藻』記主

の道家は、良経の長男で、中宮藤原立子も同じく良経女であり、良経子女の二人が仏事の主催者である。この仏事に参った良平は兼実三男、良輔は同四男で、良経の弟たちである。宜秋門院藤原任子は後鳥羽天皇中宮で、兼実女、同じく良経の妹である。つまり九条家一族が集まる重要な仏事であった。『玉藻』建暦二年二月五日条には「向九条堂、為見修理也」、同十五日条には「参女院申承九条御堂修理間事、酉刻拜向御堂見作事」、同十八日条「今日九条被直御堂云々」とあって、九条堂の修理が行われているのも、良経七回忌の準備と理解できよう。宜秋門院は二月二十三日より九条堂に移っている（『業資王記』）。本断簡前半部と登場する人物が重なり、九条家周辺の動きが連続するのかが気になるところである。しかし道家らが直接関わる良経忌日仏事は一日のみのもので、本断簡前半部にみえる何らかの行事は、内容から後鳥羽院関係である。

三行目から五行目にかけて、仰せを承った女房から大納言藤原良平は、「此御所」は御修法により狭少であるため、藤原忠綱宿所へ移るようにと命ぜられ、それに従っている。この忠綱は、少し遡って『玉藻』建久四年（一一九三）二月三十日条に、前日に外記と鬭争した当事者として、後鳥羽天皇の六位藏人で「件忠綱頗被召仕之者」との所見があり、後鳥羽天皇が讓位すると院判官代となり、細工所別当・受領（加賀・播磨）・内蔵頭などに任じられた後鳥羽院の近臣であった。忠綱宿所が「此御所」近辺にあり、そこへの移動を良平に指示するのは後鳥羽院であろう。後鳥羽院は、三月十一日から二十二日にかけて、高陽院にて普賢延命法を修させており、この事実と照応している可能性がある。

断簡冒頭に戻ると、「若君」<sup>22</sup>と良平が後鳥羽院の「此御所」に車に乗って到着し、まず院の榻を立てて「若君」が、ついで持参してきた榻を立てて良平が車を降りた。高陽院には院・修明門院が滞在し、「此御所」へ記主「予」は、藤原兼隆・源兼時とともに参って迎えている。九条家の家礼として、主家の人物が院に参ったのに奉仕するものと言えよう。うち兼隆は、院の使として九条殿（道家）<sup>23</sup>へ向かった後に、また「此御所」へ戻って参会している。この兼隆（兼高）<sup>24</sup>は、長方男で、早くから九条家に仕え、定家とも親しく会話を交わす関係にあった。また兼時は、醍醐源氏で一族で九条家に仕えている。二人は定家とは同輩であったといえ、ここで内容面でも、「予」を定家、本断簡を『明月記』と断定してよからう。

さて記主の定家は、院御所への九条家若君・良平の訪問に参仕した後、夜になってから、侍従として天皇の行幸に供奉をする。内裏である三条烏丸殿に参ったところ、院から早く出発するようにとの指示があり、右大将藤原公房以下の公卿が参入してきたが、下臈である源雅親に召仰を行わせた。このことについて定家は、「はなはだ納得しない、日ごろ頻りに善政の励行が唱えられているが、公事は日を逐って廃れていくようである」と、いささか大仰に歎き、批判的な辞を記す。いかにも『明月記』らしい一節であろう。確定するだけの要素は備わらないものの、後半部の七

条院殿への行幸を三月九日とみても矛盾はなく、ひとまず『明月記』断簡としては、建暦二年三月九日条（前後欠）と推定される。

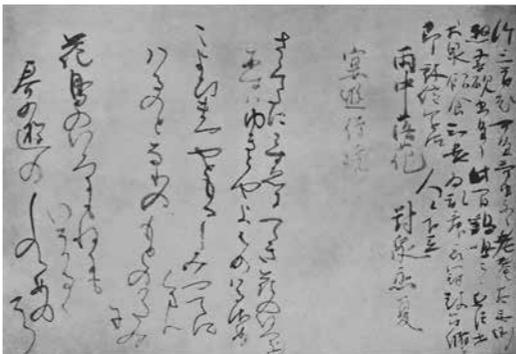
ここで言及しておく必要があるのは、三月九日条と比定されている別の断簡である。現蔵者未詳で、戦前の売立目録に図版が掲載されている。日付の記入部分がない前後欠の断簡で、やや込み入った年次推定になるため、まず尾上陽介氏の翻刻と考証を引用する。<sup>26</sup>

【四】建暦二年三月九日前後欠力断簡

「井上侯爵家御所蔵品入札」目録（大正十四年十一月九日、東京美術倶楽部）、及び「某家旧蔵品入札」目録（昭和八年六月十二日、於同所）所収。

（前欠）

給三首題可進歌由示之、老耄太無術、  
愁尋硯書進了、此間鷄鳴云々、近臣等  
於泉飲食、知長為乱舞衣冠召儲云々、  
即被催、還御、人々下立、  
雨中落花 対泉恋夏  
宴遊待暁



さらてたにこすゑにつらき花のいろを  
あすはゆきとやよはのはるさめ  
こよひまつやともるしみつてにくまん

はるのとなりのもとのかたみに  
花鳥のいろにもねにもいそかるゝ

春の遊のしのゝめのそら

（後欠力）

※野線なし。紙背文書の有無は確認できない。

本文中の三つの歌題（「雨中落花」「対泉恋夏」「宴遊待暁」）は、『紫禁和歌集』（順徳天皇御集）八一〜八三に「同比」（建暦二年三月）、行幸七条殿夜当座」としてみえる。一方、『玉蘂』同年三月八日条には、翌日の行幸供奉を仰せられた記事がある。この行幸が実際に行われたか、またその先が七条殿であるかは確定できないが、こ

こでは建暦二年三月九日に七条殿行幸が行なわれたと想定し、その日の記事の断簡と考えておく。なお、ここにみえる三首和歌は冷泉為臣編『藤原定家全歌集』（文明社、一九四〇年）に、拾遺愚草員外之外三七七二〜三七七四として採られている（注7）。

（注7）久保田淳『詠注藤原定家全歌集』下、一六五頁参照。河出書房新社、一九八六年。

若干補足すると、『紫禁和歌集』<sup>27</sup>は順徳天皇の個人の歌集で、建暦元年（一一二一）三月の五十首歌から、承久二年（一一二〇）八月の朗詠題百首までの計一二七九首を、ほぼ年次順に配列している。本断簡にみえる歌題と同じ三つ題（掲載順序は「宴遊待暁」「対泉恋夏」が逆になる）について、「同比、行幸七条殿夜当座」として収める。この三題の詠歌のみで、他にはない。この三首の前後では、「同（建暦）二年二月廿六日、内内歌合」、「同三月」、「三月庚申（十三日）夜」が前に、後ろには「同比」、「五月十一日」、「同廿二日」、「同六月」と続いており、日付順に並んでいる。十三日と九日とは順序が逆になるが、「同比」の範囲と見なして差し支えないだろう。なお庚申夜の歌題は『玉蘂』同日条にも載るが、同じではない。

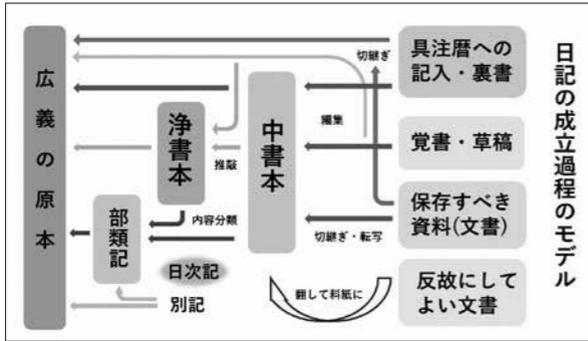
この一幅は井上馨の旧蔵で、鳥丸光広・小堀遠州・松花堂昭乗の書状三幅が別に附属し、「八幡蔵帳」（八幡名物）<sup>28</sup>として売り立てられている。竪九寸八分、巾一尺四寸四分。日記本文に続けて、与えられた三題、詠歌三首がゆつたりと記される。碧南市断簡の後に位置することになるが、文章は直接は続かないようである。本文の部分の書きぶりは、碧南市断簡と大変近い印象を受け、中間欠で同日の記文としても差し支えないように見える。元は同じ一巻からの分かれで、日付の推定を相互に補強する関係にはなろう。なお両者の表具は異なる。この他に同じ三月記としては、図版で参照できる三月二十一〜二十二日条の断簡<sup>29</sup>がある。理由はよく分からないが、慶長写本が制作される以前に冷泉家から離れるなどして、一紙単位程度ではらばらになつて伝わっており、あまり細かく切り刻まれてはいない。なお冷泉家には三月記の表紙のみが残る。ある時期までは原本が存在した証左ともなろう。

三 原本の様態

本断簡は、内容面から『明月記』建暦二年三月九日条の可能性が高いと推定されたが、ついで同時期の原本の様態との比較が必要となろう。山本信吉氏・尾上陽介氏の分析<sup>31</sup>により、『明月記』原本は時期により、後年になって清書されていたり、別人の助筆が含まれていたり、紙背文書の有無があるなど、いくつかの類型に分類されることが指摘されている。原本といっても、本人が日々書き記していたものとは限らない。尾上氏の整理を単純化して紹介すると、日記の書写に用いた料紙の違いとして、天地の界線（天二本・地一本が標準的）の有無、紙背文書の有無が分類の指

年次(西暦)	定家(数字は年齢)	嫡男為家	関連事項	料紙	表記
仁安元年(1166)	5 従五位下				
安元元年(1175)	14 侍従				
治承3年(1179)	18 昇殿				
同 4年	19 従五位上			①	I
同 5年	20			A	イ
寿永2年(1183)	22 正五位下				
文治2年(1186)	25 九条家家人		九条兼実摂政		
同 3年	26		父俊成千載和歌集撰進		
同 5年	28 左少将				
建久元年(1190)	29 従四位下				
同 3年	31				
同 6年	34 従四位上				
同 7年	35		兼実失脚、近衛基通関白	②	II
正治2年(1200)	39 正四位下			C	A
建仁2年(1202)	41 左中将	5 従五位下	九条良経摂政		
同 3年	42			③	III
元久2年(1205)	44 新古今和歌集撰進			A	イ
建永元年(1206)	45	9 従五位上	良経没、近衛家実摂政		
承元2年(1208)	47				
同 3年	48	12 侍従			
同 4年	49 辞中将	13 左少将、昇殿			
建暦元年(1211)	50 従三位			④	IV
同 2年	51	15 正五位下		C	A
建保元年(1213)	52				
同 2年	53 参議	17 従四位下			
同 4年	55 治部卿、正三位	19 従四位上			
同 5年	56	20 左中将			
同 6年	57 民部卿				
同 7年	58	22 正四位下			
承久3年(1221)	60		承久の乱		
貞応元年(1222)	61 辞参議、従二位			⑤	V
嘉禄元年(1225)	64	28 藏人頭		B	ウ
同 2年	65	29 参議、従三位			
安貞元年(1227)	66 辞民部卿、正二位				
同 2年	67		九条道家関白		
寛喜元年(1229)	68		道家女孁子入内		
同 2年	69		孁子立后		VI
同 3年	70	34 正三位	孁子皇子(秀仁)誕生		エ
貞永元年(1232)	71 権中納言、辞権中納言		四条天皇(秀仁)即位		
天福元年(1233)	72 出家				
嘉禎元年(1235)	74 新勅撰和歌集撰進	38 従二位			
同 2年	75	39 権中納言			
暦仁元年(1238)	77	41 正二位、中納言			
仁治2年(1241)	80 没	44 権大納言			

藤原定家関係略年譜と『明月記』原本の構成  
尾上陽介「『明月記』原本の構成と藤原定家の筆録意識」  
(『明月記研究』5,2000年)表2を転載



(模式図) 日記の成立過程のモデル

標となり、おおむね下記の三類型に収まる。

- A…界線あり 紙背文書なし
- B…界線あり 紙背文書あり
- C…界線なし 紙背文書あり

紙背文書の内容の分析も踏まえると、Aは清書に近い性格のもので、後年に写された場合もあり、Cは下書きなしの中書きであって、日々ではないにしても、記事の日付とも近接して書かれた傾向がある。Bはその中間的な位置にあり、晩年の参議辞退後の時期で、改めての清書を予定していなかった可能性があり、清書に近い側面もある。

これらのうち、建暦年間の原本はC(界線なし、紙背文書あり)のグループで、清書前の状態であることを示す推敲の跡がよく残る。本断簡では、一見したところ紙背文書がないように見えるが、上述のように僅かながら痕跡と見なせる墨痕を確認できた。一巻中では白紙や墨付部分が少ない紙を用いる場合もあり、一紙のみでは紙背文書がないとは確定できないが、同じ三月記の三紙ともほとんど痕跡が見えない。これについては、原本が伝存する直近の建暦二年正月二月巻では、全三一紙のうち約一一紙はほとんど白紙に見えるので(裏打ちされているため表面を撮影した画像からの観察)、なるべく白い紙が用いられた結果と考えられよう。なお表記法の面では、定家自筆の首書(標出)が付けられる部分ながら、三紙ともその痕跡が見えない。本断簡であれば、後半部の始まる箇所に「行幸七条殿事」などがあってもよい。この点は正月二月巻とはやや傾向が異なる。総合してみると、内容からの年次比定にせよ、原本の様態面での比較にせよ、『明月記』原本の断簡と認定してよいものと思われる。

最後に筆跡についてであるが、定家その人が自ら筆を執ったという意味での自筆の範疇については、現在のところ、諸氏の間で一致した見解に至っていないとは言えない研究状況にある。『冷泉家時雨亭叢書』の影印をめぐっていると、明らかに別人の手になる筆跡を除いても、書風に幅があることは容易に看取できよう。その幅に対して、細分化して多数の助筆者を想定するか、個人の様式の範囲内で捉えるか、段階的に見解の違いがありうる。本断簡はCの中書き的な部分に当たり、草稿等の素材をもとにして本文を書き付け、推敲を加える段階にあって(理念化した説明で実態のところは不明)、相対的に狭義の自筆と考えることに一定の合理性がある。今後の定家「自筆」に関する議論の推移を見守りつつ、当面のところ、『明月記』原本の定家筆跡の部分とみなしたい。

(東京大学史料編纂所准教授)

(註)

- 1 カラー図版と作品解説・釈文は、企画展図録である豆田誠路編『へきなんの文化財』(碧南市教育委員会文化財課、二〇一八年九月)に掲載しており、本館における「新発見!『明月記断簡』(てこくま物語)特別講演会」(同年一〇月二〇日)にて発表した内容である。
- 2 『明月記』に関する研究・言及は数多いが、文献目録は明月記研究会編『明月記研究提要』(八木書店、二〇〇六年)に委ね、簡要な整理として尾上陽介「『明月記』解題」(『新天理図書館善本叢書』五・明月記、八木書店、二〇一五年)をあけておく。古筆として珍重の一端は、尾上陽介「『明月記』原本の特異性―芸術作品としての日記原本」(『日本文学研究ジャーナル』二・中世の日記、二〇一七年)に興味深い例が詳述される。
- 3 二〇一六年三月二十二日、林原美術館における記者発表。藤原「林原美術館所蔵『日本古筆手鑑』所収の『明月記』断簡」(『武蔵野文学』六四、武蔵野書院、二〇一六年)。林原美術館編『林原美術館名品選』(二〇一七年、増補改定)No.6にも収録。
- 4 豆田誠路「石川三碧コレクションの富岡鉄斎作品について―山中信天翁・富岡鉄斎・石川三碧―」(『研究紀要』三、二〇一五年三月)では、旧蔵者についても詳しい。Webからも参照可能。
- 5 碧南市藤井達吉現代美術館・富山県水墨美術館「画人・富岡鉄斎展」(二〇一三年)。
- 6 碧南市藤井達吉現代美術館「定家記録切」(てこくま物語)とともに、二〇一九年三月七日付で碧南市有形指定文化財となった。
- 7 伝記に渡辺刀水「本多斎蘭侯(一〇五)」(『東洋文化』一三三〇七、一九三五年)、『渡辺刀水集』二、日本書誌学大系、青袋堂書店、一九八六年)があり、他に中田勇次郎による「大手前女子大学論集」一六〇二一(一九八二〇七八七)の漢詩文に関する連載(『中田勇次郎著作集』二玄社、一九八四〇八七年、には再録せず)や、絵画については杉本欣久「八代將軍・徳川吉宗の時代における中国絵画受容と徂徠学派の絵画観」徳川吉宗・荻生徂徠・本多忠統、服部南郭にみる文化潮流」(『古文化研究』一三、二〇一四年)もある。
- 8 若林喜三郎編『旧伊勢神戸藩主本多家史料』(大手前女子大学史学研究所、一九八八年)。
- 9 本多家範の箱書他例を探していないが、図版に辿りつけた「公爵島津家藏品入札目録」(東京美術倶楽部、一九二八年)一二八「柳藤四郎茶入 銘清水」の箱書については、直接比較の対象には難しい。
- 10 冷泉家時雨亭文庫編『翻刻明月記』一〇三(『冷泉家時雨亭叢書』別巻二〇四、朝日新聞社、二〇一〇一八年)。
- 11 「日鷹」の語義については、今村みえ子「日鷹」について(『明月記研究会編『明月記』(建暦元年十一月十二月)を読む『明月記研究』八、二〇〇三年)を参照。古記録語としては、「日タク」などと読んで日が高く登る、日が傾くといった意味で理解されることが多いが、「明月記」の用例からは、「日鷹(にちろう)」と熟語として読み、「日中の出仕、それもネガティブなニュアンスが込められた」「さしたることない日中の出仕」といった意味で用いられており、本断簡での解釈にも適合的である。
- 12 詫間直樹編『皇居行幸年表』(統群書類従完成会、一九九七年)を参照。
- 13 『明月記』建暦元年十一月二十二日条に「行幸とは、七条のあんの三条との、さとたりになりて、あすきやうかうあるなり、七条のあんは、十六日に、三条のはうもんからすまろ殿へおはしましにき、このたいりは、いかさまにも一丁のいななれば、おほいとの、いまいましさよりは、ことよろしからむするよし、おほいとこのけふのころなり」とある七条院の三条鳥丸殿で、行幸に先立ち七条院は三条坊門鳥丸殿(後鳥羽院御所の押小路殿)、『百練抄』十一月二十三日条へ移り、翌二十三日に三条鳥丸殿へ行幸があった。翌二年正月十一日条に「密々(後鳥羽)院御幸七条院(押小路殿)云々」とある。
- 14 図録「へきなんの文化財」では、最終行で国通「朝臣」と翻刻しているが、「中将」が正しい。また、一行目「臣」は「私」、末尾より四行目「〇相」も「指」と読んでおく。
- 15 科学研究費基盤研究(〇)研究成果報告書「断簡・逸文・紙背文書の蒐集による『明月記』原本の復元的研究」(研究代表者・尾上陽介、二〇一三年)に収録版では、さらに補訂がなされている。
- 16 明月記研究会編『明月記』(建暦元年十一月・十二月)を読む」(『明月記研究』八、二〇〇三年)の注釈がある。この時期には仮名書きとする部分が多く、特異な性格を備えている。
- 17 石田実洋「『明月記』の自筆本と転写本・逸文」(『明月記研究』八、二〇〇三年)によると、建暦二年前半では、正月二月記について京都御所東山御文庫収蔵の写本(『日次記』のうち「勅封一・四・二」)がある。この正月二月記は、慶長写本を欠き、それを補うように冷泉家の原本より転写したと推測される。
- 18 『大日本史料』第四編之十一、六九一―二頁。東京大学史料編纂所のデータベースより版面画像の閲覧が可能。以下の「玉葉」から引用では、今川文雄校訂『玉葉』(思文閣出版、一九九二年)を併せて参照した。
- 19 忠綱については、平岡豊「後鳥羽院上北面について」(『国史学』一三〇、一九八六年)で詳しく扱われている。定家の冷泉邸とは隣家であった。定家は「近日幸人」(『明月記』建暦二年十月九日条)と記している。歌人として名を残した息の長綱の伝記は、田淵句美子「中世初期歌人の研究」(笠間書院、二〇〇一年)第十章「藤原長綱」を参照。
- 20 西洞院大路の西・大炊御門大路の北。太田静六「寝殿造の研究」(吉川弘文館、一九八七年)六六九〇六七六頁、溝口正人「後鳥羽上皇の高陽院について」(『日本建築学会近畿支部研究報告集』計画系、三〇一九九〇年)などを参照。
- 21 『大日本史料』第四編之十一、六九二―六頁。大阿闍梨は御室道法親王。
- 22 「若君」についてであるが、図録翻刻で「良平男」と傍注を入れたが、良平一男の高実(道家猶子ともなる)は、貞応元年(一二二二)に非参議従三位で十二歳で、建保七年(一二一九)に叙爵、建暦二年には三歳。『明月記』建暦二年六月二十八日条に「夕、少将(定家男の為家)参大納言殿(良平)、依一日御消息也、若君魚食給、陪膳云々」とみえる。また道家一男の教実は、建保五年に八歳で叙爵、建暦二年は四歳、故良経三男の基家は、建保五年に非参議従三位で十二歳で、建保三年に叙爵、建暦二年には十一歳。良経二男の教家は建暦二年には右中将・中宮権大夫であり、候補から外れる。年齢からは、基家が叔父良平の介添えて院御所に参ったと解するのが妥当か。
- 23 加納重文「『明月記』の邸第」(臈谷寿・加納・高橋康夫編『平安京の邸第』望稜舎、一九八七年)、伊藤瑞恵「九条殿―兼実第と皇嘉門院御所―」(『日本建築学会学術講演梗概集』(中国)一九九九年九月)を参照。
- 24 明月記研究会編『明月記』(嘉禄三年閏三月)を読む」(『明月記研究』三、一九九八年)嘉禄三年閏三月七日条の注。
- 25 石田祐一「諸大夫と撰閑家」(『日本歴史』三九二、一九八一年)、宮崎康充「右大臣兼実の家礼・家司・職事」(『書陵部紀要』六、二〇一〇年)参照。なお近時、菊池伸一「玉葉」に見える九条兼実の家司・職事等について」(小原仁編『変革期の社会と九条兼実』勉誠出版、二〇一八年)。
- 26 尾上陽介「売立目録にみえる『明月記』断簡」(『明月記研究』一三、二〇一二年)。冷泉家時雨亭文庫編『翻刻明月記』二ではNo.203として収める。
- 27 『新編国歌大観』CD-ROM版(角川書店、一九九六年)に収録。
- 28 滝本坊に所蔵された道具目録「八幡蔵帳」諸本には載らないようである。「八幡山滝本坊蔵珍器録」(『茶道全集』六、創元社、一九三六年、一九七七年復刊)、矢崎格「諸本集成 八幡滝本坊蔵帳」(『茶湯 研究と資料』七、一九七三年)、川畑薫「瀧本坊における書跡蒐集と什物目録の変遷―恩頼堂本―瀧本坊々什物之覚」を中心に、「芸能史研究」一七三、二〇〇六年)などを参照。また「松花堂茶会記」(『茶道文化研究』四、一九九八年。八幡市立松花堂美術館編『松花堂茶会記と茶の湯の世界』二〇〇二年)にも見えない。昭乗の書状も、拝見して見事である旨の内容で、広義の八幡名物となるようである。
- 29 小松茂美「日本書流全史」下(講談社、一九七〇年)No.130にモノクロ図版、古筆学研究所「水莖」七(一九八九年)にカラー図版あり。冷泉家時雨亭文庫編『翻刻明月記』二ではNo.204として収める。
- 30 冷泉家時雨亭文庫編『明月記』五に収録する「旧表紙集」。
- 31 山本信吉「藤原定家の筆跡について―『明月記』自筆本を中心に―」(『国華』一二三九、一九九九年)、尾上陽介「『明月記』原本の構成と藤原定家の日記筆録意識」(『明月記研究』五、二〇〇〇年)。尾上「中世の日記の世界」(山川出版社、二〇〇三年)七四―八四頁にエッセンスがまとめられている。
- 32 『明月記』建暦二年(一二二二)九月二十八日条「年来青侍遠江介能直(去年為家令)、去七月廿日比、依病病氣申暇退出、八月十三日出家、十六日死去之由、下人告之、今年七十六云々、雖不異鳥跡、如形書真名、適書写文書、及数百卷、雖卑賤老翁、思此恩足悲泣を「能直は定家の鳥跡(筆跡)と同じ書風で書写した文書が数百巻にも及んだという」と解釈し(藤本孝一「『明月記』卷子本の姿」(『日本の美術』四五四、至文堂、二〇〇四年)六六頁など)、定家の字を模倣する右筆の存在を示す傍証とされるが、卑下と限定せず、「書く字は鳥跡のような拙いものだが、最低限の要件を備えた漢字は書けるので」といった文意に取る。

「付記」本断簡は、同じく石川三碧コレクションの「てこくま物語」とともに、二〇一九年三月七日付で碧南市有形指定文化財となった。

碧南市藤井達吉現代美術館  
年報 平成28・29年度／研究紀要 No.5

---

発行日：2019（平成31）年3月31日

発 行：碧南市藤井達吉現代美術館

〒447-0847 愛知県碧南市音羽町一丁目1番地

電 話 0566-48-6602

ファクシミリ 0566-48-6603

資料作成・編集：碧南市藤井達吉現代美術館 水村浩一郎

安藤里恵

近藤律子

デザイン・印刷：株式会社エムアイシーグループ

© 2019 碧南市藤井達吉現代美術館